

## 京都市上下水道局役務の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について

制定 平成 29 年 12 月 1 日

改正 令和元年 9 月 30 日

役務業務（建物（建物に付属する設備を含む。）その他の施設の保守、管理若しくは清掃（浚渫を除く。）、樹木の維持管理、除草又は警備業法第 2 条第 1 項に規定する警備業務（同条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。））の委託に係る入札において設定する場合における最低制限価格は、特別な事情がある場合を除き、税抜きの予定価格の 3 分の 2 に相当する額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額とする。）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

附 則（平成 29 年 12 月 1 日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、平成 29 年 12 月 1 日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は、平成 29 年 12 月 1 日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で平成 30 年 4 月 1 日以後に履行を開始するものについて適用する。

附 則（令和元年 9 月 30 日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、令和元年 10 月 1 日から実施する。